

月次総会議事録

令和5年（第11回）加古川市農業委員会月次総会
令和5年11月27日（月）

加古川市役所新館9階 191会議室に委員を招集し、開催する。

出席委員

1 堀江 保充	2 都倉 正	3 井相田 つや子
4 道清 真有子	5 東田 富能	6 馬田 禧紹
7 橋本 末弘	8 前田 祥道	9 藤原 正樹
10 都倉 澄子	11 岡本 善四郎	12 庄司 学
13 長井 義弘	14 柳 晴久	15 柿本 真千代
16 佐伯 眞究	17 久保田 四郎	18 丸山 良作

欠席委員

16 佐伯 眞究

事務局

局長	桑山 隆	次長	宮武 滋
農政企画担当副課長	穴田 順一	農地係長	池田 健司
主査	仲平 雅史	主事	栗田 朱夏
農林水産課		書記	猿木 真吾
農政係長	畠中 慎介		

現地調査（西地区）

11月20日（月） 午前9時30分から
丸山農政委員長、東田委員、長井委員 事務局3名

現地調査（東地区）

11月20日（月） 午後1時30分から
丸山農政委員長、前田委員、柿本委員 事務局3名

馬田 穎紹 会長 議長席へ

開会時刻 午後 1時30分

議長 ただ今より、令和5年第11回の月次総会を開催いたします。
開催に先立ちまして本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局 委員の出席状況を報告いたします。
委員定数 18名
委員現在数 18名
本日の出席委員数 17名
以上です。

議長 事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により月次総会の成立を認めます。
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、12番 庄司 学 委員、13番 長井 義弘 委員、両名よろしくお願ひいたします。

議長 それでは議事に入ります。
議案第105号を議題といたします。
議案第105号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書1ページ及び審議参考資料1ページをご覧願います。
この議案は、農地の権利移転、または権利設定をするために、農地法第3条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。
それでは、議案を朗読いたします。

議案第105号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可を求めるごと。

1 神野町石守 [REDACTED]、[REDACTED] 平米。[REDACTED] さんから、[REDACTED]
[REDACTED] さんへ。

2 神野町福留 [REDACTED]、[REDACTED] 平米 外1筆、計 [REDACTED] 平米。[REDACTED]
[REDACTED] さん 外1名から、[REDACTED] さんへ。新設農家。

3 野口町北野 [REDACTED]、[REDACTED] 平米 外1筆、計 [REDACTED] 平米。[REDACTED]
[REDACTED] さん 外1名から、[REDACTED] 株式会社へ。新設農家。

4 平荘町小畠 [REDACTED]、[REDACTED] 平米 外1筆、計 [REDACTED] 平米。
[REDACTED] さん 外2名から、[REDACTED] 株式会社へ。

議案書2ページ、審議参考資料2ページをご覧ください。

5 上莊町薬栗 [REDACTED] 平米。[REDACTED]さんから、[REDACTED]さんへ。

6 上莊町国包 [REDACTED] 平米。[REDACTED]さんから、[REDACTED]さんへ。新設農家。

7 上莊町井ノ口 [REDACTED] 平米 外1筆、計 [REDACTED] 平米。
[REDACTED]さんから、[REDACTED]さんへ。

8 上莊町井ノ口 [REDACTED] 平米。[REDACTED]さんから、[REDACTED]さんへ。

9 東神吉町升田 [REDACTED] 平米。[REDACTED]さんから、[REDACTED]さんへ。

議案書3ページをご覧ください。

10 西神吉町岸 [REDACTED] 平米 外2筆、計 [REDACTED] 平米。
[REDACTED]さん 外1名から、[REDACTED]さん 外1名へ。

11 志方町大澤 [REDACTED] 平米 外5筆、計 [REDACTED] 平米。
[REDACTED]さんから、[REDACTED]さんへ。

12 志方町横大路 [REDACTED] 平米 外1筆、計 [REDACTED] 平米。
[REDACTED]さんから、[REDACTED]さんへ。

いずれの案件についても、申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現況が農地であることを地元委員により確認しております。また、2番、3番及び6番については新設農家となっており、聞き取り調査を実施しています。

つきましては、別紙、審議参考資料1～3ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第3条第2項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 ここで、新設農家の聞き取り調査された委員から報告をお願いします。まず、2番の案件についてお願いします。

前田委員 議席番号8番 前田です。11月20日月曜日 午後2時40分より、丸山農政委員長、柿本委員と私、事務局3名の合計6名で、議案第105号2番の譲受人である [REDACTED]さんと代理人である荻野行政書士の出席のもと、新設農家に対する営農計画の聞き取り調査を行いましたので報告します。

申請地は、[REDACTED]さんの祖父が所有しておられた農地をおじ、おばが相続しましたが、高齢になり農業が困難になっていることから、この農地を譲り受け、農地を維持できるよう耕作をしようと思われたのが申請に至ったきっかけとのことでした。この農地だけでなく、いずれお父さんの所有する農地を引き継いでいくことになっているそうで、お仕事をしながら農業を開始できたら、と考えておられました。

子どものころには、米をつくる手伝いをしたことがあるそうですが、自ら

が中心となって農業をしていくことは初めてだそうです。幸い、実家はこの農地からほど近く、耕作には実家の倉庫に保管している農機具を使用できることから、両親から教えを受けながら農業を始めることが出来そうです。申請地で収穫できた野菜類は自家消費となります、農作業に慣れてくれば、農地の拡大や、余剰となるものは販売も考えていくことをお話ししていました。

周辺の農地は遊休化したり、太陽光パネルへ転用される農地が相次いでいます。地域での溝掃除や草刈など決まった行事毎にも参加し、農地を守っていってほしいとお願いし、聞き取りを終えました。

農地を守っていく意思も十分あり、営農計画にも問題はないと思われます。以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、3番の案件について、聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

柿本委員 議席番号15番 柿本です。11月20日月曜日 午後3時25分より、丸山農政委員長、前田委員と私、事務局3名の合計6名で、議案第105号3番の譲受人である [REDACTED] 株式会社 代表取締役 [REDACTED] さん出席のもと、新設農家に対する営農計画の聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

[REDACTED]さんはサラリーマンとして勤める傍ら、平成30年に法人を立ち上げ、居住する野口町北野地域を中心として農業に取り組んでこられました。申請に至った経緯は、農業による収益を出すためほ場の拡大をしていく必要があったことと、高齢化により手つかずになっていく農地の管理をなんとかしてほしいと地域のニーズが合ったことによります。現在は馬鈴薯やサツマイモなどを作付けし、近隣のヤマダストアなどに出荷されているとのことでした。

北野地域の農地はもともと水田であったところが多く、水稻を作付けする時期には取水しようとせすとも水が入って溜まってしまうことから、水を多く必要とするナスを作ることも検討されています。また、マイコスを使用した稻作も展開していく農業のひとつで、既に取り組まれている農地へ出向い、情報収集をされていました。畑のような水のない農地でも栽培ができ、暑さや水不足の心配が減り、水管理にかかる労力を減らせるそうです。

農業を普通にやっていては儲けが出にくいことから、小さいほ場でも価値を見いだせるよう考えておられ、また、将来は6次産業化も考えておられました。人件費など固定費を抑えるために先行して設備投資を行い、農業法人として経営を安定させたいとおっしゃっていました。経営者としてやってみたい農業は幅広く、早朝に農作業をしてから出勤するなど、積極的に農業に携わっておられ、将来は農業一本で生計を立てたいともおっしゃっていました。

法人としての農地の権利設定は初めてとなります、すでに地域のニーズ

に合った農業に取り組んでおられ、これからも地域に馴染み持続可能な農業経営をされるように思われることから、営農計画にも問題はないと思われます。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、6番の案件について、聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

前田委員 議席番号8番 前田です。11月16日木曜日 午後3時より、馬田会長と私、事務局3名の合計5名で、議案第105号6番の譲受人である■さん出席のもと、新設農家に対する営農計画のヒアリングを行いましたので、その概要を報告します。

■さんは、数年前に野菜づくりの講習を受けたことがきっかけで、農業に興味を持ち、有機農業の講習に3年間通って、野菜づくりの楽しさを学んだとのことです。この度、本格的に農業を始めたいと、そばに畑のある宅地を探された結果、申請地の隣の住宅を購入するとともに、今回の申請に至ったそうです。貸農園で野菜を作付けされた経験があり、既に草刈りなどの作業をされているとのことです。

今後の営農については、まずは経験のある野菜からということで、年間を通じて各種季節野菜の作付けを計画されています。収穫物については、最初は自家消費ですが、いずれは販売もしていきたいとおっしゃっていました。米づくりにも興味があるとのことで、来年は申請地の一部で稻作にも取り組みたいとのことでした。

ヒアリングの中で、野菜づくりで大変なのは草刈りなので、面積は12aと広いけれど頑張って管理してほしいこと、また、地元で積極的にコミュニケーションをとり、近所で野菜作りをしている方などにアドバイスをもらいながら、地域に馴染む農業をしていってほしいことを伝えました。

新設の農家として地域調和要件の問題はなく、営農計画にも問題はないと思われます。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。

議案第105号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第105号について、許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第105号について、許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第106号を議題といたします。

議案第106号の14件については、10月11日から11月10日までに、農地法第3条、第1項に規定された許可を必要としない、相続等による農地の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第107号ですが、農地法第4条の規定による農地転用許可申請について議案上程していましたが、本日11月27日付けで取り下げ書が提出されました。については、議案から削除願います。

議長 次に、議案第108号を議題といたします。

議案第108号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書11ページ、審議参考資料5ページをご覧願います。

この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第108号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 神野町石守 [REDACTED]、[REDACTED] 平米 外2筆、計 [REDACTED] 平米。 [REDACTED]
[REDACTED] さんから、[REDACTED] さん 外1名へ。分家住宅用地。建築許可申請併願。
使用貸借権設定。

2 東神吉町出河原 [REDACTED]、[REDACTED] 平米 外3筆、計 [REDACTED]
平米。 [REDACTED] さん 外2名から、株式会社 [REDACTED]
へ。太陽光発電設備用地。

3 東神吉町出河原 [REDACTED]、[REDACTED] 平米 外1筆、計 [REDACTED] 平米。
[REDACTED] さん 外1名から、株式会社 [REDACTED] へ。太
陽光発電設備用地。

2番及び3番の案件については、同一事業であり、転用面積が3,000平米を超えることから、農地法第5条第3項の規定により、兵庫県農業委員会ネットワーク機構である、公益社団法人 ひょうご農林機構の意見を聴かなければならないことから、兵庫県へ進達する前に、同法人へ諮詢することになります。

全ての案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料5ページのとおり、事務局書面審査、定例現地調査、及び、立地基準に基づく農地区分を含め、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

柿本委員 議席番号15番 柿本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和5年11月20日、調査者は、丸山農政委員長、前田委員と私、事務局3名の、合計6名で実施しました。

議案第108号の1番。申請の土地の位置は石守の北、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が宅地、西が分筆田、南が水路、北が道路、宅地となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、橋本委員、大形推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、2番並びに3番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

長井委員 議席番号13番 長井です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和5年11月20日、調査者は、丸山農政委員長、東田委員と私、事務局3名の、合計6名で実施しました。

議案第108号の2番及び3番。申請の土地の位置は出河原の北、現況は休耕畠。申請地の周囲は、東が畠、道路、西が道路、南が雑種地、北が畠となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、久保推進委員、伊藤推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第108号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第108号のうち、1番の案件については、許可相当の意見書を添付して、また、2番並びに3番の案件については、ひょうご農林機構の意見を添付した上で許可相当の意見書を添付して、それぞれ県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第108号のうち、1番の案件については、許可相当の意見書を添付して、また、2番並びに3番の案件については、ひょうご農林機構の意見を添付した上で許可相当の意見書を添付して、それぞれ県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第109号を議題といたします。
議案第109号の2件については、10月11日から11月10日までに、農地法第4条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第110号を議題といたします。
議案第110号の7件については、10月11日から11月10日までに、農地法第5条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第111号を議題といたします。
議案第111号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書15ページ、審議参考資料6ページをご覧願います。
この議案は、農業振興地域農用地以外の農地で、20年以上農地性がないこと、または自然災害により非農地となった土地で、農地への復旧が著しく困難であること、もしくは耕作放棄地のうち農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であること、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、地目変更のため、農地法第2条に規定する農地でないことの証明を願い出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第111号 非農地証明願承認のこと。

1 平莊町養老 [REDACTED]、[REDACTED]平米。[REDACTED]さん、昭和48年5月頃。

2 平莊町小畠 [REDACTED]、[REDACTED]平米。[REDACTED]さん、昭和39年1月頃。

3 西神吉町辻 [REDACTED]、[REDACTED]平米。[REDACTED]さん、平成3年4月頃。

全ての案件につきまして定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料6ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、非農地証明基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた西地区調査班の委員から報告をお願いします。

東田委員 議席番号 5番 東田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和5年11月20日、調査者は、丸山農政委員長、長井委員と私、事務局3名の、合計6名で実施しました。

議案第111号の1番。申請の土地の位置は養老の東。申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われます。

次に、議案第111号の2番。申請の土地の位置は小畠の南。申請地の状況は山林となっており、申請どおりかと思われます。以上2件、地元立会委員は、都倉正委員、道清委員、来田推進委員、藤原推進委員でした。

次に、議案第111号の3番。申請の土地の位置は辻の東。申請地の状況は宅地となっており、申請どおりかと思われます。地元立会委員は、増田推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第111号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第111号について、承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第111号について、非農地証明願いを承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第112号を議題といたします。

議案第112号の6件については、合意解約の報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第113号を議題といたします。

議案第113号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書18ページをご覧願います。

この議案は、改正農地法施行日、平成21年12月15日より前に相続税の納税猶予の適用を受けて、この度20年を経過しようとするもので、その利用状況を確認し税務署に報告するものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第113号 相続税の納税猶予にかかる特例農地等の利用状況確認のこと。

1 加古川町木村 [REDACTED]、[REDACTED] 平米 外2筆、計 [REDACTED] 平米。

[REDACTED]さん。なお、この案件につきましては、地元委員により、対象農地を自ら所有し、自ら耕作しているとの報告をいただいております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第113号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第113号について、原案のとおり決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第113号について、原案のとおり、加古川税務署に利用状況を回答することに決定いたします。

議長 ここで事務局の入れ替えを行います。

(事務局退席。農林水産課農政係着席。)

議長 次に、議案第114号を議題といたします。

議案第114号について、諮問原課である農林水産課の議案朗読及び説明を願います。

農林水産課 失礼いたします。農林水産課農政係の猿木と申します。はじめに、農業経営改善計画の認定制度について、ご説明いたします。この認定制度は、効率的・安定的な農業経営体を目指して、農業経営を改善しようとする農業者が、農業経営基盤強化促進法第12条第1項に基づき、経営改善のための計画書を作成の上、市に申請し、市は同条第5項に基づいて、その計画を認定しようとするものです。

つきましては、農業委員会のご意見を賜りたく、今回の委員会に上程させていただいているので、よろしくお願ひいたします。

それでは議案についてご説明いたします。

議案第114号 農業経営改善計画の認定について意見を求めるここと。

議案20ページ及び審議参考資料の7ページをご覧願います。農業経営改善計画の概要についてご説明いたします。申請者の住所は、[REDACTED]

■■■■■、申請者は■■■■■様です。■■■■■様は、この度、認定農業者となるために農業経営改善計画認定申請書を提出されました。

続きまして、議案21ページ、22ページについて、説明の前に、恐れ入りますが、議案書に修正箇所がありますので、差し替えをお願いいたします。議案書21ページ、22ページの差し替えとして1枚机上にお配りしております。それでは、差し替え後の資料を基にご説明いたします。

議案21ページをご覧ください。① 農業経営体の営農活動の現状及び目標について。現状及び目標とする営農類型は、施設野菜です。② 農業経営の規模拡大に関する現状及び目標について。いちごの現状は、作付面積14a、生産量3,199kgで、目標は、作付面積14a、生産量4,200kgです。

続きまして、議案22ページをご覧ください。③ 生産方式の合理化に関する現状と目標・措置について。環境制御によるデータ管理、温度・日射量を行っています。データを活用の上、栽培技術の向上を図り、生産量を上げます。④ 経営管理の合理化に関する現状と目標・措置について。現在、数品種、紅ほっぺ、あきひめ、よつぼしを栽培していますが、売り上げの見込める品種、ベリーポップすず、ベリーポップはるひを新たに導入します。⑤ 農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置について。現在、病害虫防除は化学合成農薬中心ですが、今後はIPM農業の推進を図ります。天敵を導入することで、対象害虫を防除してくれるため、化学農薬を散布する労力の軽減が図れます。最後に、⑥ その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置について。現在、イチゴは直売主体であり、有利販売が行えていない状況です。今後はひょうご推奨ブランドの取得で他の生産物と差別化、安全・安心イメージを生み出します。

以上で説明を終わります。なお、この案件について、事務局による書面審査を実施しております。つきましては、認定要件に該当していると考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 この案件について、聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

丸山委員 議席番号18番 丸山です。■■■■■さんの農業経営改善計画について、11月20日月曜日 午前11時35分から農業委員室にて、東田委員、長井委員と私、農業委員会事務局職員3名、農林水産課職員2名の合計8名で聞き取り調査を行いましたので、その概要を報告します。

■■■■■さんは、20年程前より上荘町井ノ口で農地を借りて、いちごの施設栽培をされています。県主催の勉強会などにも参加されながら、主にふあ～みんショップでの直売や、果物店への出荷を主体とした農業経営をされており、平成20年に施設野菜の営農類型で農業経営改善計画が認定され、今回で4回目の認定申請となります。

今回の計画では、特に、IPM農業の推進への取り組みを挙げられています。病害虫防除にあたり、化学合成農薬を減らし、天敵農薬を導入することで、安心安全ないちごを生産し、付加価値をつけるとともに、化学農薬散布の労力の軽減を図っていくことです。

現在の農業経営の問題点として、いちごの売上自体は悪くないが、所得を上げるのが難しいとおっしゃっており、ヒアリングの中で、光熱費や資材費などの高騰で難しい部分もあるが、生産資材や機械施設の減価償却費などの経費を精査し、より効率的、安定的な農業経営となるよう工夫してほしいこと、また、屋号を前面に出していくなど、知名度を上げることで売上増加につながるよう、PRにも力を入れて頑張ってほしいことを伝えました。

他にも、新たな品種の導入や、栽培技術の向上による生産量の増加、高品質の作物を生産することによる収益増、労働時間の削減等、働き方の改善を見込める農業経営改善計画となっており、適正な計画と考えます。

以上、よろしくご審議ください。

議長 諮問原課の議案朗読及び説明、並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第114号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第114号について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第114号について、農業委員会として問題ないものとして、加古川市長に答申することに決定いたします。

議長 皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これにて月次総会を閉会といたします。

(閉会時刻 午後2時6分)

加古川市農業委員会

会長 馬田 禧紹

令和5年11月27日

署名委員（12番）

署名委員（13番）